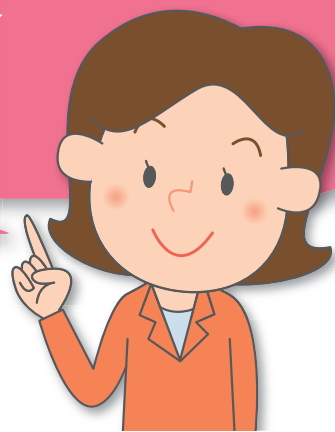


介護保険住宅改修費の支給について



みなさんが住み慣れた自宅で安心して暮らせるように、住宅の改修を行う際は、申請により介護保険からその費用の一部を支給します。

(注)平成30年8月から、利用者負担が2割の方のうち、特に所得の高い方は3割に変更されています。

利用できる方

介護保険の要介護(要支援)認定を受け、居宅で生活されている方。

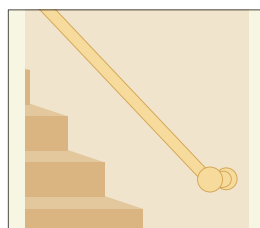
支給要件

- 要介護(要支援)認定を受けた方が居住する住宅であること。原則として、被保険者証に記載されている住所地となります。
- 要介護(要支援)者の心身の状況や住宅の状況等からみて、自立した日常生活を営むために必要な改修と認められること。
- 住宅改修費の支給対象となる改修内容であること。なお、住宅改修を施工する事業者は自由に選ぶことができます。

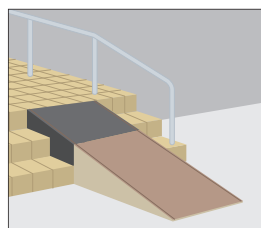


ただし、改修前に事前申請がない場合は、支給対象外となります。

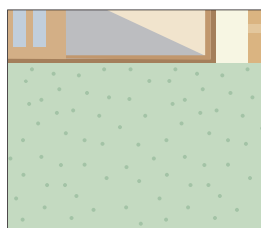
支給対象となる内容



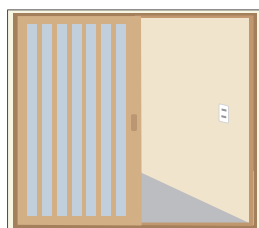
①手すりの取付け



②段差の解消



③滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更



④引き戸などへの扉の取替え



⑤●洋式便器などへの便器の取替え
●便器の位置・向きの変更

その他①～⑤の住宅改修に付帯した必要な住宅改修(対象となる改修内容はご相談ください)

住宅改修費の支給は工事を伴うものが対象となります。用具を置くだけの場合など、工事内容によっては対象外となりますので、ご不明の際は、事前申請の前に各区役所の介護保険担当窓口にご相談ください。

支給限度基準額

一人あたり**20万円**。ただし、1割(または2割、3割)は自己負担となりますので、介護保険からの支給額は18万円(2割負担の方は16万円、3割負担の方は14万円)が上限です。この支給限度基準額20万円の枠は数回の工事に分けて使うことも可能です。

支給限度基準額20万円の枠を使い切った後に住宅改修を行う場合は、原則として、全額自己負担となります。生活環境を整える手段として福祉用具の購入または貸与で対応できる場合がありますので、住宅改修工事の必要性については十分検討してください。

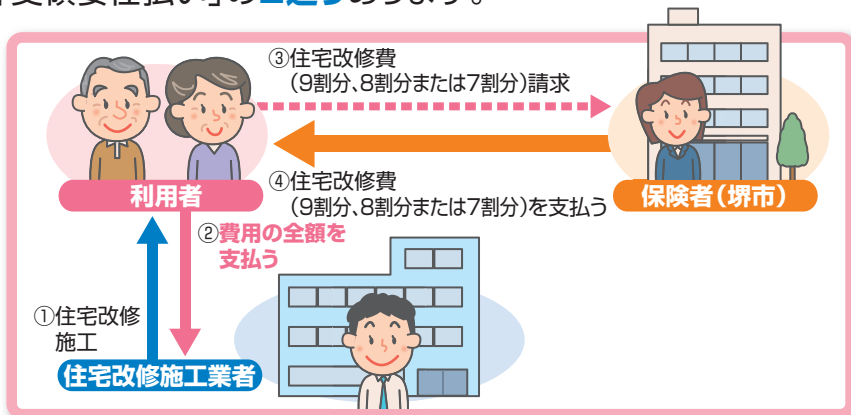
転居した場合や要介護度が最初の改修の時より3段階以上高くなった場合は、再度20万円を支給限度基準額として住宅改修を行うことができます。

支給方法

住宅改修費の支給方法は、「償還払い」と「受領委任払い」の2通りあります。

償還払い

被保険者が施工業者に住宅改修にかかった費用の全額(10割)を支払い、その後、堺市から改修費用の9割(または8割、7割)を保険給付分(上限18万円、16万円または14万円)として、償還(払戻し)を受けるものです。

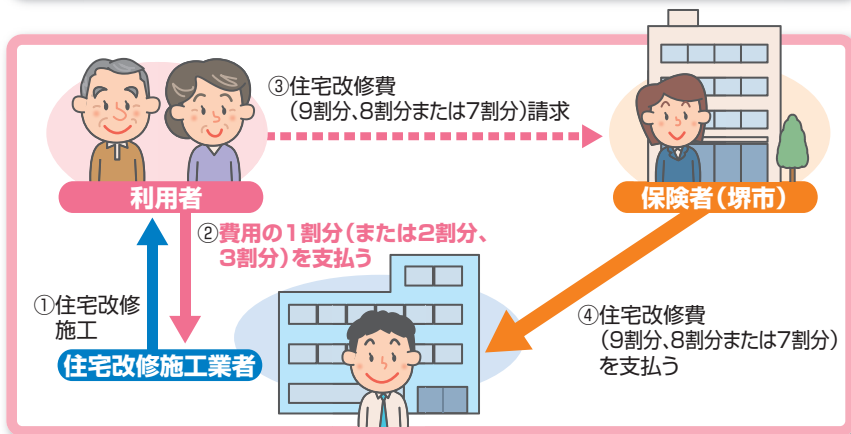


受領委任払い

被保険者が施工業者に住宅改修にかかった費用の1割(または2割、3割)を支払い、その後、堺市が9割(または8割、7割)を保険給付分(上限18万円、16万円または14万円)として、施工業者に支払うものです。

(注1)介護保険料の滞納がなく、かつ給付制限を受けていないことが条件です。

(注2)要介護(要支援)認定の新規申請中の方や、退院予定であらかじめ住宅改修に着工する必要がある場合は、償還払いとなります。



申請時にご注意いただきたいこと

- 住宅改修を行うにあたっては、担当のケアマネジャーがいる場合は、必ずご相談のうえ、手続きをしてください。その際、被保険者証及び負担割合証をケアマネジャーに必ず提示してください。担当のケアマネジャーがいない場合は、施工業者に提示してください。
- 事前申請に際しては、申請書とともに住宅改修理由書、見積書(施工費等の内訳が必要)、見取図、住宅改修前の写真(日付入り)を提出してください。
- 住宅改修理由書については、ケアマネジャー等の一定の資格を有する者が作成することになっています。
- 住宅改修後、完了届とともに領収書(宛名が被保険者のもの)、住宅改修前後の写真(日付入り)を提出してください。
- 入院・入所中または要介護・要支援認定申請中に、住宅改修に着工する必要がある場合は、各区役所地域福祉課へ事前にお問い合わせください。

悪質な業者に注意しましょう

悪質な業者が高齢者宅を訪問し、住宅改修工事を強引に勧め、トラブルになるケースが発生していますので、次の点にご注意ください。

- 複数の業者から見積りを取るなどして、適正な金額を確認しましょう。
- 契約する際は、十分納得するまで説明を受け、安易に書類に印鑑を押さないようにしましょう。

※堺市では、介護保険住宅改修以外に高齢者住宅改修事業を行っています。詳しくは各区役所地域福祉課にお問い合わせください。

お問い合わせ・ご相談先については、裏面をご覧ください

介護保険福祉用具購入費の支給について



レンタルで使うには抵抗がある排せつや入浴などのための福祉用具を購入する際には、申請により介護保険からその費用の一部を支給します。

(注)平成30年8月から、利用者負担が2割の方のうち、特に所得の高い方は3割に変更されています。

利用できる方

介護保険の要介護(要支援)認定を受け、居宅で生活されている方。

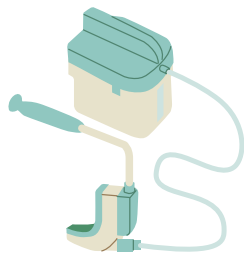
支給要件

- 指定特定福祉用具販売事業所(※)から購入したものであること。
(※)都道府県や政令指定都市などから指定を受け、介護保険における福祉用具販売を行うことができる事業所。
- 要介護(要支援)者の日常生活の自立を助けるために必要な福祉用具であり、介護保険福祉用具購入費の支給対象となる品目の福祉用具であること。
- 要介護(要支援)者の居宅において使用すること。介護保険施設等に入所している場合や、医療機関に入院している場合は利用できません。

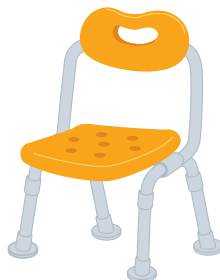
支給対象となる品目



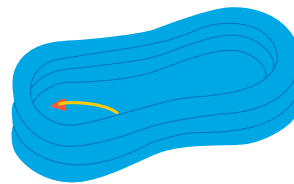
腰掛便座
(水洗ポータブル
トイレを含む)



特殊尿器
(レシーバー部分等。
なお、機器本体部分については
福祉用具貸与品目となります。)



入浴補助用具



簡易浴槽



移動用リフトのつり具

支給限度基準額

要介護(要支援)度に関係なく、同一年度(4月1日～翌年3月31日)につき**10万円**。ただし、1割(または2割、3割)は自己負担となりますので、介護保険からの支給額は9万円(2割負担の方は8万円、3割負担の方は7万円)が上限です。支給限度基準額(10万円)を超えた額については、全額自己負担となります。



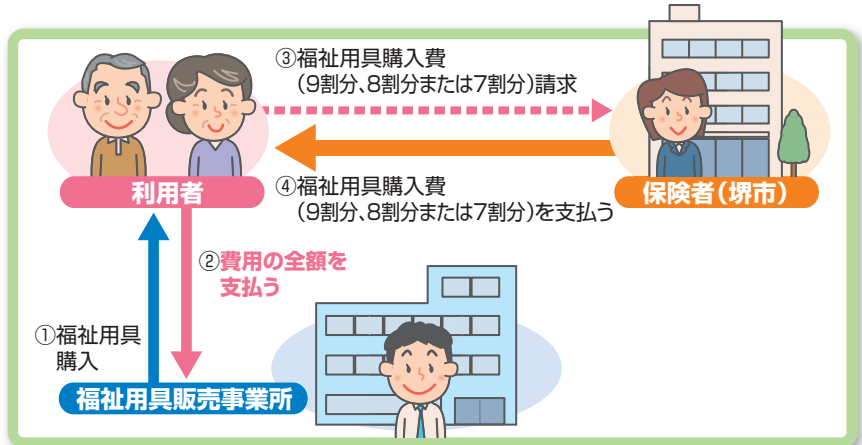
原則として、用途や機能が同一の福祉用具を複数購入や買い替えることはできません。ただし、用具の破損や被保険者の要介護度が著しく高くなったなどの特別な事情があれば、支給できる場合がありますので、事前に各区役所の介護保険担当窓口にご相談ください。

支給方法

福祉用具購入費の支給方法は、「償還払い」と「受領委任払い」の2通りあります。

償還払い

被保険者が、指定特定福祉用具販売事業所に購入にかかった費用の全額(10割)を支払い、その後、堺市から購入費用の9割(または8割、7割)を保険給付分(上限9万円、8万円または7万円)として、償還(払戻し)を受けるものです。



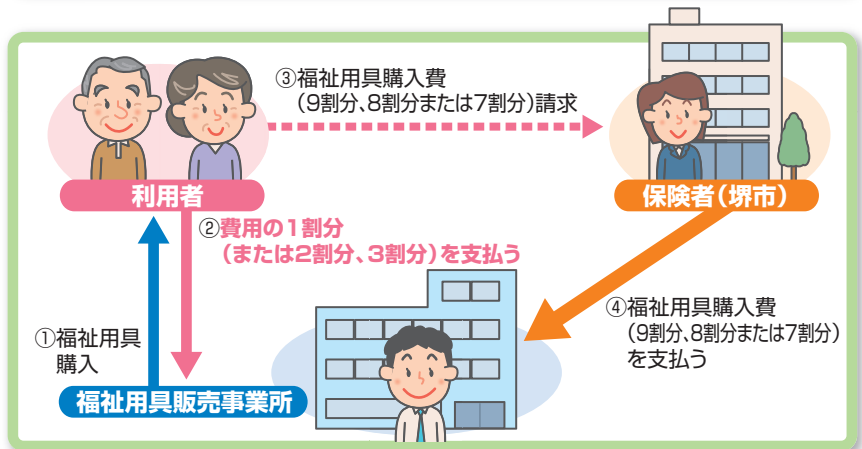
受領委任払い

被保険者が指定特定福祉用具販売事業所に購入にかかった費用の1割(または2割、3割)を支払い、その後、堺市が9割(または8割、7割)の保険給付分(上限9万円、8万円または7万円)を事業所に支払うものです。

(注1)介護保険料の滞納がなく、かつ給付制限を受けていないことが条件です。

(注2)要介護(要支援)認定の新規申請中の方や、退院予定であらかじめ福祉用具を購入する必要がある場合は、償還払いとなります。

(注3)受領委任払いを選択する場合は、購入前に各区役所の介護保険担当窓口へ申請が必要です。



申請時にご注意いただきたいこと

- 福祉用具の購入にあたっては、担当のケアマネジャーがいる場合は、必ずご相談のうえ、手続きをしてください。その際、被保険者証及び負担割合証をケアマネジャーに必ず提示してください。担当のケアマネジャーがいない場合は、指定特定福祉用具販売事業所に提示してください。
- 償還払いによる福祉用具購入費の支給申請にあたっては、申請書とともに領収書(宛名が被保険者のもの)、購入した福祉用具のパフレット(コピー可)を提出してください。
- 受領委任払いによる福祉用具購入費の支給申請にあたっては、申請書とともに見積書(宛名が被保険者のもの)、購入予定の福祉用具のパフレット(コピー可)を購入前に提出してください。

介護保険の住宅改修費・福祉用具購入費についてのお問い合わせ・ご相談は、お住まいの区の介護保険担当窓口まで

- | | | |
|----------------|---------------|---------------|
| ■ 堺区 228-7520 | ■ 中区 270-8195 | ■ 東区 287-8112 |
| ■ 西区 275-1912 | ■ 南区 290-1812 | ■ 北区 258-6651 |
| ■ 美原区 363-9316 | | |